2　前項の規定は、平成二十三年三月十一日から平成二十四年三月三十一日までの間に前項の規定の適用がないとしたならば満了する要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間について適用する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○国家公安委員会告示第十三号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十条第一項の規定に基づき、平成十一年国家公安委員会告示第十六号（道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年五月二十七日

国家公安委員会委員長　中野　寛成

第一号の表四百六十八号の項中「

八王子市から北本市まで	
久喜市菖蒲町から同市下早見まで	

」を「

八王子市から北本市まで	
久喜市菖蒲町から同市下早見まで	

」に改め、同表四百九十号の項中「同町真名」を「同町赤」に改める。

附　則

この告示は、平成二十三年五月二十八日から施行する。ただし、第一号の表四百六十八号の項の改正規定は、平成二十三年五月二十九日から施行する。

○総務省告示第百九十六号

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第百四十条の規定に基づき、平成二十年総務省告示第八号（本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の運用に関する件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年五月二十七日

総務大臣　片山　善博

第一号の表を次のように改める。

無線局の名称	呼出名称	電波の型式及び周波数（KHz）	送信時刻（中央標準時による。）
しおかぜ	しおかぜ	A三E　五、九五五 A三E　五、九六五 A三E　六、〇四五	午前五時から午前六時まで
		A三E　五、九八五 A三E　六、〇二〇 A三E　六、一三五	午後十時三十分から午後十一時三十分まで

○政治資金適正化委員会告示第三十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十三年五月二十七日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
三五〇三	阿部　隆雄	二三、一、二二	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
一一九三	押野　誠一	二三、三、三〇	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号

○政治資金適正化委員会告示第三十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十三年五月二十七日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏　名
三九二二	二三、二八	石川　和道
三九二三	二三、二八	後藤　千恵
三九二四	二三、二八	横田　寛
三九二五	二三、二八	吉田　寛
三九二六	二三、二八	中村　節彌

○法務省告示第二百六十六号

大阪市都島区役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十三年五月二十七日

法務大臣　江田　五月

大阪市北区東野田町一丁目六十四番地

西田　コマ

○法務省告示第二百六十七号

大阪市都島区役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十三年五月二十七日

法務大臣　江田　五月

大阪府北区相生町百三十二番屋敷　阿部庄三郎

○法務省告示第二百六十八号

不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第三十六条第一項第二号及び第二項第二号並びに第百九十三条第五項第二号（これらの規定を同規則及び他の省令において準用する場合を含む。）並びに同規則第二百三十八条第五項第二号、抵当証券法施行細則（昭和六年司法省令第二十二号）第二十二条第一項第二号、鉱害賠償登録規則（昭和三十年法務省令第四十七号）第十一条第五項第二号及び第二十条第二号、船舶登記規則（平成十七年法務省令第二十七号）第二十一条第一項第二号及び第四十五条第五項第二号、農業用動産抵当登記規則（平成十七年法務省令第二十九号）第三十六条第五項第二号並びに建設機械登記規則（平成十七年法務省令第三十号）第三十一条第五項第二号の規定に基づき、次の登記所を指定する。

平成二十三年五月二十七日

法務大臣　江田　五月

登記所	指定の効力が生ずる日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第十九号）	平成二十三年六月六日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第二十号）	平成二十三年六月二十日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第二十一号）	平成二十三年六月二十日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第二十二号）	平成二十三年六月二十日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第二十三号）	平成二十三年六月二十日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第二十四号）	平成二十三年六月二十日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第二十五号）	平成二十三年六月二十日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第二十六号）	平成二十三年六月二十日

登記所の規定によりその商業登記の事務が秋田地方法務局にお いて取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の秋田地方法務局及び久喜支局

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第十九号）の規定によりその商業登記の事務が神戸地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の神戸地方法務局龍野支局及び柏原支局

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第十九号）の規定によりその商業登記の事務が金沢地方法務局において取り扱うこととなった当該法人の申請又は請求があった場合の金沢地方法務局七尾支局及び輪島支局

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第十九号）の規定によりその商業登記の事務が秋田地方法務局において取り扱うこととなった当該法人の申請又は請求があった場合の秋田地方法務局大曲支局

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第十九号）の規定によりその商業登記の事務（秋田県横手市増田町及び十文字町内の地域に限る。）が秋田地方法務局において取り扱うこととなった当該法人の申請又は請求があった場合の秋田地方法務局湯沢支局